

あけまして
おめでとう
ございます



YKSS

マネジメントニュース

編集発行人

横田税務会計事務所

〒143-0022
大田区東馬込1-12-12
TEL 3775-1048 FAX 3775-1156
URL <http://www.kaikai.info>
中国進出企業コンサル部門
株式会社コンサルタント

1月

(毎月) JANUARY

1日・元旦 11日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
1	2					
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

ワンポイント 呴醗酒

日本酒（清酒）は、正月には欠かせないお酒といえます。清酒の中でも高級酒と言われている吟醗酒は、精米歩合60%以下のものを指します。たとえば精米歩合60%の場合は、玄米の表層部を40%削り取ることをいいます。ちなみに、通常の清酒は75%以下、家庭で食べる白米は92%程度の精米歩合です。

1月の税務と労務

- 国 税／給与所得者の扶養控除等申告書の提出
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税／報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出
2月1日
- 国 税／源泉徴収票の交付、提出
2月1日
- 国 税／12月分源泉所得税の納付（納期の特例を受けている事業所は7～12月分） 1月12日
上記の納期の特例適用者で、納期限の特例に関する届出書を提出している場合 1月20日
- 国 税／11月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) 2月1日
- 国 税／5月決算法人の中間申告
2月1日
- 国 税／2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告
(年3回の場合) 2月1日
- 地方税／固定資産税の償却資産に関する申告 2月1日
- 地方税／給与支払報告書の提出 2月1日
- 労 務／労働保険料の納付（第3期分） 2月1日
(労働保険事務組合委託の場合2月15日まで)

会社法活用のポイント

会社の機関の見直し、定款の見直し

現行の会社法が施行される以前に設立された株式会社の場合、当時の株式会社の設立には発起人が七名以上必要であったことから、知人などに株式を引き受けたもしくは、また、取締役も三人以上必要であったことから、名義を借りて取締役に就任してもらつたりしている会社が多くあります。

新会社法の施行により、小規模な会社の場合でも、実態に合った機関設計が可能になつてますので、この際、会社の機関を再度設計し直して変更してみてはいかがでしょうか。以下、その場合のポイントについて説明いたします。

●会社の機関の見直しと留意点●

[1] 会社の機関設計の自由度が向上

会社法の施行により、会社機関の設計の自由度が向上しました。取締役一名のみの株式会社も認められており、自社の実態に合った機関設計が可能です。特に、名義を借りている取締役（名目的取締役）がいる場合、名義を借りていても、経営責任を負わなければならぬ場合があるため、考慮する必要があります。

取締役が一名のみの機関設計でも認められるようになつたのは、非公開会社（すべての株式について譲渡制限のある株式会社）です。監査役や代表取締役などの設置は任意となつています。これに対して、公開会社の場合は、取締役会の設置が義務付けられています。

[2] 株式の譲渡制限

株式についての譲渡制限がない場合は、これを設けるか否かについても検討しましょう。一般的に、株式の譲渡制限を設けた方が株式の分散を防止することができ、経営の安定化を図ることが容易になるとれます。この譲渡承認は、

① 代表取締役の権限事項とする（取締役会非設置会社の場合でも）こと

② 株主総会の権限事項とする（取締役会設置会社の場合でも）こと

③ 株主間の譲渡、特定者への譲渡について承認不要とすること

[3] 取締役の責任

取締役として、株式、新株予約権、社債もしくは新株予約権付社債を引き受ける者の募集をする際に通知しなければならない重要な事項についての虚偽の通知、または当該募集のための当該株式会社の事業そのほかの事項に関する説明に用いた資料についての虚偽の記載もしくは記録、計算書類および事業報告、ならびにこれらの方帳明細書ながらびに臨時計算書類に記載し、または記録すべき重要な事項についての虚偽の記載または記録、虚偽の登記、虚偽の公告などの

の取締役の行動を監視する役割があります。役員などが、その職務を行うについて悪意や重大な過失があつたときは、当該役員などは、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負うことになつています（会社法四二九条）。

また、役員などが第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、ほかの役員なども当該損害を賠償する責任について、これらの人を連帯債務者とすることが規定されています（会社法四三〇条）。

行為が、原則、損害賠償を行う対象となります。

(代表) 取締役が第三者に対して損害を与えた場合、事業に従事しない形だけの取締役(名目的取締役)であるからといつ

ても、取締役の責任を免れるわけではありません。過去の判例(最高裁判例)において、名目的取締役も損害賠償責任を負うとされたものがあります。名目的取締役の場合であっても、取締役の責任を負うものと考えることが相当であると思います。

別の観点からすると、役員として業務に従事しない者を取締役として登記すること自体に問題があると言えます。会社法では「不実の登記」として、故意または過失によって不実の事項を登記した者は、その事項

が不実であることをもつて善意の第三者に対抗することができます。ないこと(会社法九〇八条第二項)と定められています。

[4] 株主の構成

さらに、株主の状況を再度確認する必要があります。会社法によつて、少数株主の権利が強化されています。名義だけの株主がいるのであれば、会社として、株式のあり方を検討し、必要であれば買い取ることも視野に入れておくことが望れます。

なお、五年間音信不通の場合には、その株式を取締役会の決議によって競売、買取りすることが可能です(会社法一九七条)。

会社の実態にあつた株主構成が望されます。

事項(原始定款)として、

① 目的
② 商号
③ 本店の所在地
④ 設立に際して出資される財産の価額またはその最低額
⑤ 発起人の氏名または名称

特別決議とは、原則として株主総会において議決権行使であります。株主の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成で決議するものです。

定款の記載事項には、「絶対的

記載事項」、すなわち、必ず記載

または記録しなければならない

事項(原始定款)として、

① 検討事項

定款の見直しをする際、検討する事項としては、会社の機関(取締役会の設置、監査役の設置、会計参与の設置など)、取締役の人数、取締役などの役員の任期、監査役の権限、公告方法などを再度検討されるとよいでしょう。

会社法施行後、積極的に定款を見直し変更しなければ、定款に定めがあるものと見なされるいわゆる「みなし規定」が適用されますので、積極的に定款を見直し、自社に合った定款を作成しておこることが大切です。

にに関する事項などがあります。また、法律の規定に違反しないで自由に記載することができる「任意的記載事項」があります。たとえば、定時株主総会の招集時期や議長、取締役の人数、

●定款の見直し、変更とそのポイント●

[1] 会社の定款とは

会社の定款は会社の基本的事項を定めたもので、会社の「憲法」と言えるものです。

定款には、会社設立時に公証人の認証を受けたもの(これを「原始定款」と呼んでいます)と、現行定款があります。現行定款は、本店の所在地の変更や目的

そのほか、定款の定めがなければその効力が生じない事項として「相対的記載事項」があります。これには、種類株式に関する事項、取締役の責任の減免

があります。

定款には、会社設立時に公証人の認証を受けたもの(これを「原始定款」と呼んでいます)と、現行定款があります。現行定款は、本店の所在地の変更や目的

下がり続ける給与

高い失業率、低い物価上昇率が、勤労者の給与を引き下げています。

これが、景気回復を遅らせる大きな要因になると懸念されています。現状は、ガソリン価格の下落などによって、勤労所得者の物価調整後実質給与が横ばいです。そのために、名目給与所得が減っても、生活実感としては、一般の人はあまり深刻に考えない傾向にあります。しかし、多額のローンを抱える勤労者にとっては、返済や金利支払いが重くのしかかります。

景気の回復とともに、給与水準も上がるとする楽観論がある一方で、失業者が増えれば、賃金面では雇用側に有利に働き、給与を引き下げる圧力になります。2010年の終わりまではこの状態が続くだろうとみる意見も強いものとなっています。

給与水準が下がれば、失業率が好転すると予想するエコノミストもいますが、たと

え失業率は改善されても、手取り給与が減れば、勤労者たちは借金の返済に支障をきたし、それだけでなく、これによりデフレ・スパイクが発生する危険が出てきます。

これは、1930年代の大恐慌時と1990年代の日本で起きました。収入が減れば、借金の返済や金利支払いのために、他の支出を節約せざるをえない事態となります。支出が後退すれば、経済には大きな痛手になるのです。その悪循環がデフレ・スパイラルです。

デフレ環境では、勤労者は手取り給与が減っても、物価が下がるので痛みは軽減されます。2008年は、原油価格の急落のおかげでガソリンが安くなり、それでアメリカでは、勤労者の物価調整後の実質給与は上がる結果になりました。

物価下落による給与所得者の安堵はあくまで一時的なもので、テフレは経済にとって面倒なものです。

勝って兜の緒を締める

20世紀は自然を征服する世紀でしたが、21世紀は人々を理解する世紀になるだろうといわれています。

その中で「検索」は重要な地位を占めます。そして、山の頂上を目指すことはさほど難しいことではないが、頂に立って世界の頂点にあると考えてしまうことが恐ろしいと考えるのが、検索エンジンでの成功者Googleの考え方です。

飛ぶ鳥を落とす勢いのGoogleですが、経営者をはじめ、技術者たちも決してこれまでの成功に酔ってはいません。

画像や映像の交換サイトであるYouTubeを買収したほか、オンラインのアプリケーション利用、オペレーティング・システムにも手をつけているGoogleですが、いずれも売上げ的には見るべきものはありません。

依然として検索エンジンがらみの広告収入依存が続いているのです。

失われた世代

世界中で失業率が高まつてますが、中でも若者たちが受けている被害は限りなく大きいもので。社会人としての門出で、仕事を経験することができないということは、彼らの人生に深刻な影響を与えています。雇用側の企業においても、若い力を欠くことは、将来に懸念を残すのです。

一九九五年以来、就職氷河期を迎えて、ロスト・ジェネレーションと呼ばれる年代層が生まれました。二五～三四歳の年齢層の約三一〇万人が派遣や契約社員となりました。十年前は二〇〇万人でした。

若者たちが甘やかされて育ち、正規社員をめざすよりフリーーターを好むことに問題があると非難する日本人は少なくありませんが、経験者を優遇する経営者の姿勢に責任があるとする意見もあります。